

村の世帯・人口

1968年9月1日現在

総世帯数 1,919戸

男 4,999人

女 4,989人

計 9,988人



当月の人口移動

出生 33 死亡 5

転入 36 転出 31

婚姻 9 離婚 0



らには報広

発行所
西原村役所
電話 (035) 2401
印刷所
中部印刷 K K
電話 (077) 4464

主なもくじ

- 一、村長就任あいさつ……………1
- 二、行政の殿堂新庁舎が完成……………1
 - 1 一階配置図案内……………2
 - 2 二階配置図案内……………3
 - 3 屋上配置図案内……………4
- 三、結核の発病と予防するには……………5
 - 1 結核という病気……………5
 - 2 結核の感染はどのようにして起るか……………6
 - 3 結核を予防するためには……………6
- 四、11月10日は私たちの代表を選ぶ日……………6
 - 1 世論をたしかめよう……………6
 - 2 投票は自由で清き一票を……………7
- 五、国民年金制度ができました……………8
 - 1 国民年金の制度とは……………8
 - 2 国民年金に加入する人……………8
 - 3 かけ金を納めなければなりません……………9
 - 4 かけ金の半額は政府が負担する……………9
 - 5 各年金はこのようなときにもらえます……………9
- 六、農協だより……………10
- 七、村の話題……………10
 - 1 戦後はじめての最高人口……………10
 - 2 九〇才以上に主席から見舞金……………10
 - 3 区長、婦人会が浄水場見学……………10
 - 4 旧役所跡に西原幼稚園移転……………10

村長就任あいさつ

西原村長 宮 平 吉 太 郎



各種団体の育成強化をはかり、円滑なる村政の運営を期すことであります。このため村民みなさまの協力体

制が一番大事でありますので、今後たえず村の批判や村広報を通じて民意による、民主主義たる村民の意見を尊重し、つねに村民とともに、明るい、豊かな、平和な村づくりに最善の努力と誠意をもってつくしたいと思ひます。簡単ではありますが村長就任のあいさつといたします。

自治の殿堂新庁舎が完成

私たちは西原村は戦後二十三年目に
はじめての村長選挙が行なわれ、こ
のたびは諸先輩と知友人のあたたか
い推薦と激励をうけて村長に立候補
し、去る十月六日の村長選挙に有権
者各位の多大な御同情により当選さ
せていただき、まことにありがとうございます。

永い間の村民の要望と村当局の懸
案であった新庁舎は西原村字嘉手苅
に所在し、中部製糖第一工場北方に
政府道路三八号線に面し、庁舎前に
駐車場、デラックスな花園、噴水池
など設備され去った九月二十九日に
移転終了し、九月三十日から行政事
務が開始された。

さて、現代の民主政治は村民が主
人公であることを忘れてはならない
と思ひます。その理由といたしまし
ては、こんどの選挙で示したよう
に多数の村民の意志の現われだとみ
とめるものであります。私は過去十
六年にわたる村行政におけるこれ
までの体験と経験を生かし、たえず
村民の世論に耳を傾け、また現在当
面している諸問題の解決に、たえず
その意見を尊重し、村民の福祉向上
をめざして公僕として誠意のある限
りつくす覚悟であります。本村は立
地条件から見て、繁栄の要素を多く
もっておりませんが、放っておいては
村の繁栄はできるものではありません。
私は戦後はじめて選挙で選ばれた
村長として、誇りをもつと同時に
勇氣と信念をもって村民のみなさま
と公約した、よい村政、よい行政を
行なうため、百のカロ口約よりも実
現可能な政策をかけ村民の期待と
信頼にこたえるため最善の努力をす
る所存であります。そこで基本態度
で真先に望むことは、祖国復帰の実
現を目ざして市町村自治の本旨に基
づき、自主性にとむ清潔で明るい村
政を実現することです。

その経過を簡単に紹介しますと、

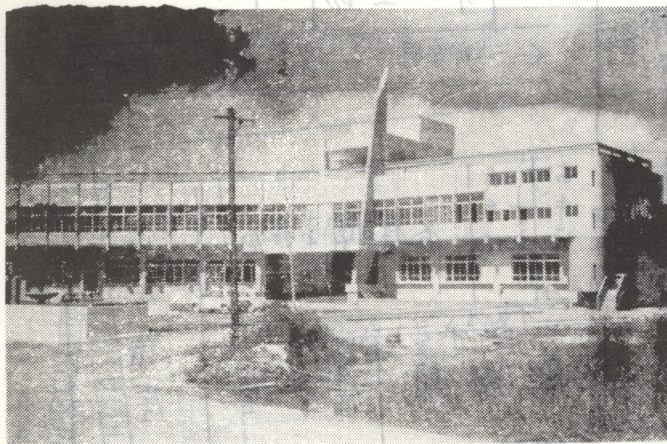
まず建築設計は仲村朝喜建築事務所
の設計で建築部門は那覇市平良建設
(平良茂雄代表) が十一万一千ド
ル、電気水道は那覇市三和電設工業
(仲本朝一代表) が一万六千ドルの
請負工事であった。一月二十日の起工
式以降大変よい天候に恵まれ八カ月
余で完成。建築総面積七八九、二八
平方メートルで地上二階建、先づ一階は六
八二、八〇平方メートルで、村長室、応接

間、事務室内に助役、収入役、財政課、
固定資産評価、総務課、建設課、経
済課、住民課と順序に配置、タイプ
印刷室、資料室、書庫、金庫、小会
議室、各種団体事務局、お手洗(男
女)、公衆衛生看護及び社会福祉主事
詰所、当直室、女子休憩室、湯沸
場、ロッカー(男女) シャワー(男
女) など、ロビー、廊下など広々と
客留も長椅子を準備し、各課と三
役各室にボタン電話十台を設置
し、職員配置の対向式(向い合わ
せ) から同向式(学校式) にかえ、
村の事務改善など計画し、今後の村
民サービスなど大きく期待されてい
る。

二階が六六〇、〇六平方メートルで、ス
テージ、ホール(四五〇名収容)、
ホール控室、議場、議長室、小委員

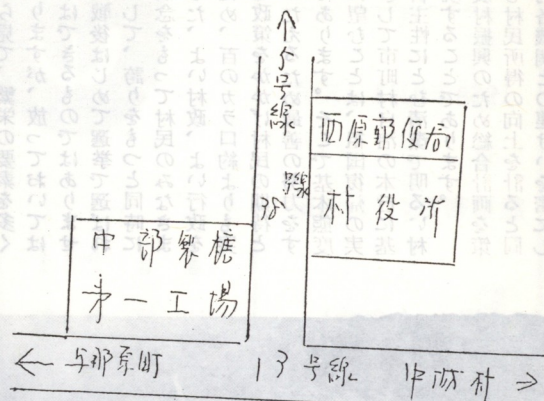
完成した西原村役所

会室、議会事務局、教育
委員会事務局、など中三
階は一九、九六平方メートルで
傍聴席など、屋上には水
タンクが設置され、屋上
からの展望は南西に中部
製糖第一、第二工場が見
おろされ、また農耕地の
西原平野が一目でわかる
絶景な場所。今後、新し
い庁舎で新しい村長を迎
え、職員も一層仕事も便
利にやりやすくなったと
これから十二分なる住民
サービスが出来るものと
なっている。(一、二
階、屋上配置図を参照)

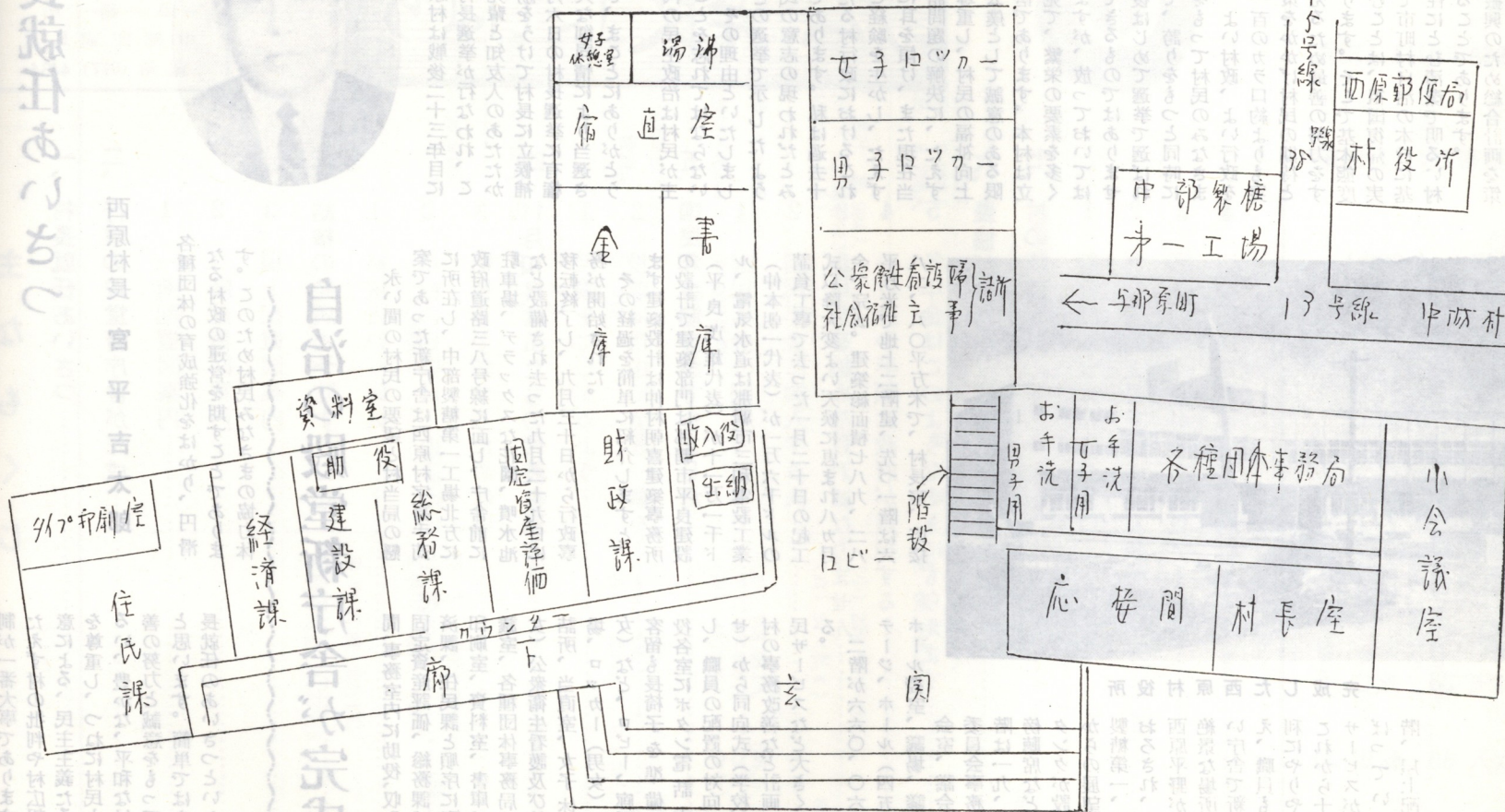


つぎに農村振興のため総合計画を策
定実施し村民所得の向上を計ると同
時に村内各機関との連けいを密にし

見取四



村役所庁舎配置図(一階)



結核はこうして感染する

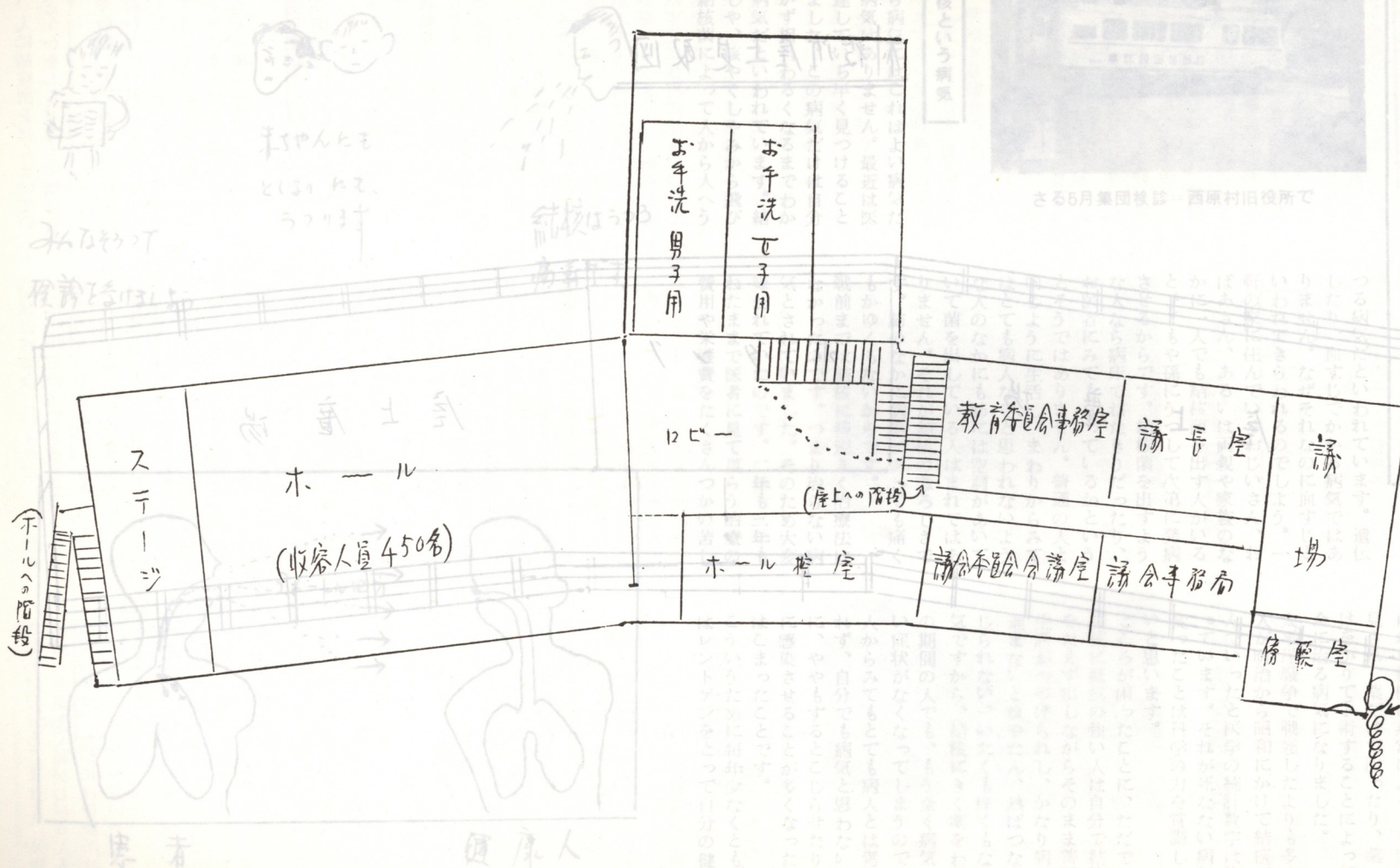
村役所庁舎配置図(=階)



さる5月集団検診 - 西原村旧役所で

結核の発病と予防するには

螺旋階段



結核菌は空気中に漂って、人から人へ、動物から動物へ、そして人間から人間へと感染します。最近では、結核菌が空気中に漂って、人から人へ、動物から動物へ、そして人間から人間へと感染しています。結核菌は空気中に漂って、人から人へ、動物から動物へ、そして人間から人間へと感染します。最近では、結核菌が空気中に漂って、人から人へ、動物から動物へ、そして人間から人間へと感染しています。

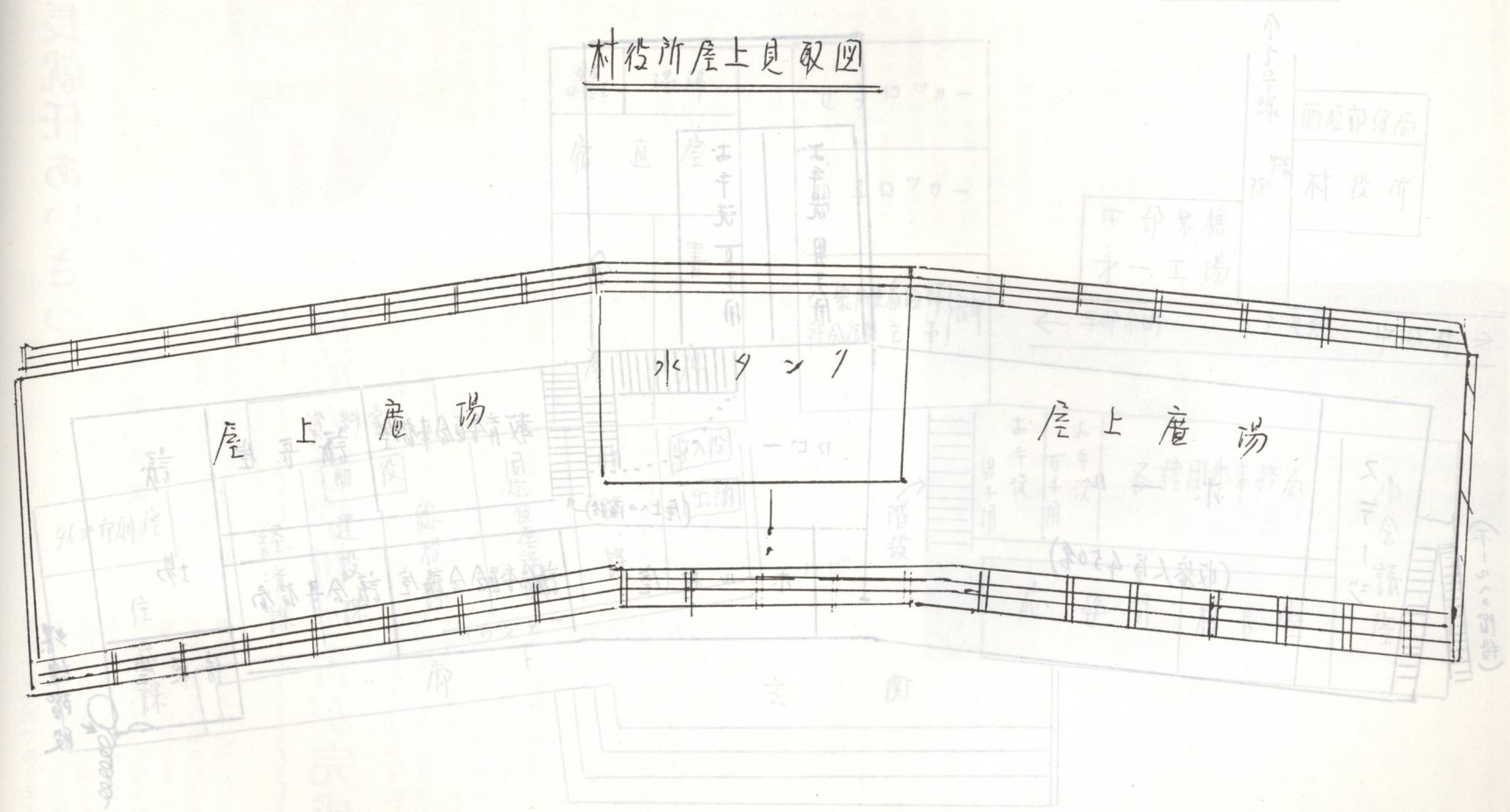
患者

健康人

村(前山)役所屋上見取図

見取図

村役所屋上見取図



結核はこうして感染する

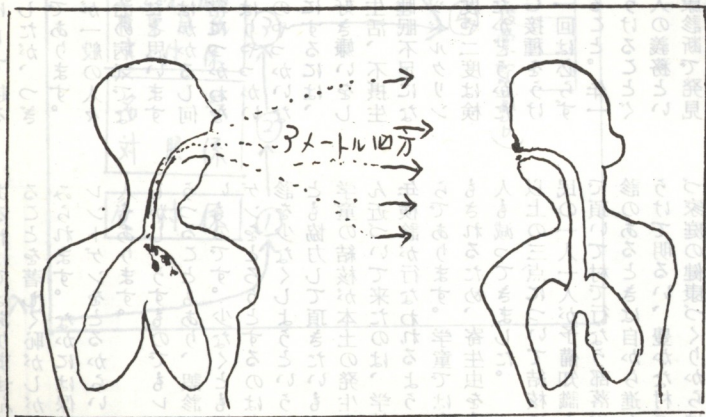


おやんとも
とほりねえ
うつりす



結核はうつ
病です。

みなさん
陰影をけしよ



患者

健康人

1. 結核という病気



さる5月集団検診＝西原村旧役所で

結核の発病と予防するには

昔から病気にはこれはよい病気だ
という病気はありません。最近では医
学が発達していち早く見つけること
が出来ました。この病気だけは自分
が気づかず相当わるくなるまでわか
らない病気だといわれています。結
核は話しや、咳やくしゃみから飛び
ちった結核菌によって人から人へう

つる病気だといわれています。遺伝
したり、血すじでかかる病気ではあ
りません。なぜそれなのに血すじと
いわれてきられるのでしょうか。一
軒の家に住んでいるおじいさん、お
ばあさん、あるいは両親や家族のな
かに一人でも結核菌を出す人がいる
と子どもや孫にうつして次第に発病
させるからです。結核菌を出すよう
な人なら病床でねたきりだったり、
お医者にみてもらっているかとい
うとそうではありません。普通の人と
同じように生活し、まわりからみて
はとも病気になると思われないよう
な人のなかにも肺には空洞があいて
いて菌を出している人はまれではあ
りません。それが結核の恐ろしさで
す。肺のなかに病巣があっても痛く
もかゆくもないからです。

戦前までは結核に特別しく治療法は
なかったのです。つまり治らない病
気とされてきました。そのため大変
嫌われていたのです。二年も三年も
ねたままで医者に見て貰う治療の
費用や栄養費をたくさんつかい苦し
み、やせおとろえて死ぬしかない病
気が結核でした。ところが二十年程
前から結核に非常によく薬が発見
され、薬だけで治ったり、薬の助
けをかりて手術することによって完
全に治る病気になりました。

太平洋戦争で戦死したよりも多くの
人が明治から昭和にかけて結核で死
んでいったと医学の統計数字は物語
っています。それが死なない病気に
変ったことは科学の力を賞讃してい
いと思います。

ところが困ったことに、ただでさえ
結核に抵抗の強い人は自分で結核菌
をたえず出しながらそのまま普通の
生活がつづけられし、かなり病気が
進まないと咳やたん、熱ばつなど感
じられない、いたくも痒くもない病
気ですから、結核にきく薬をわずか
の期間の人でも、もう全く病気がし
い症状がなくなってしまうのです。

人からみてとても病人とは思えら
れず、自分でも病気と思わなした
に、ややもするとこじらせたり、人
に感染させることが多くなったこと
はこまったことです。

こういうために毎年少なくとも一回
はレントゲンをとって自分の健康を

確かめ、人に結核菌をばらまいていないかどうかをしらべなくてはなりません。

又病気で治療している人も単に注射や薬をのむだけで具合がよくなったとか悪くなったとかいうことで病状を判断することは出来ません。レントゲンや検査そのほかの検査によって始めて正確に病状がつかめるのです。

2. 結核の感染はどのようにして起るか

結核は肺のほか、体のいたる処について体をむしり込んで病巣をつくります。骨にカリエスをおこしたり、腸、皮膚脳膜、生殖器にしばしば結核がおこります。体のなかに入った結核菌は血液のなかに出て全身にちらばるからです。結核菌が体のなかに入ったか、つまり感染したかどうかはツベルクリン反応という検査でわかります。腕はぶつとふくれるように注射して七二時間たつてはれるかどうかをしらべます。1cm以上はれた人はすでに体内に結核菌が浸入した証拠です。

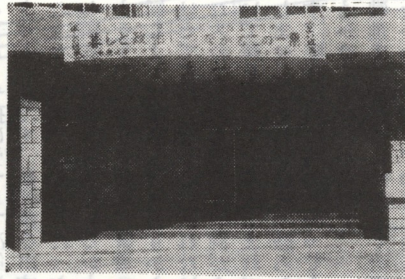
しかしその人がそのまま結核の病人ではありません。体の抵抗力が強かったりB・C・Gという予防注射によってつくられた抵抗力のおかげで感染したものの結核菌をおさえたまえば一生発病しないですむわけです。しかし、結核菌が浸入して、つまりツベルクリン反応が陽性にかわって二、三年のうちに大変発病しやすいし、発病する場合にも重くなるので特に注意して生活しなければなりません。しかし沖縄ではごく一部の人ですがこの大層な検査を受けなかったり、こわがって注射をきらい人があることは残念なことです。食べるものがかたよったり、好き嫌いが多かったり、不衛生な生活、不規則な生活、だらしない生活、睡眠不足、過労、そういうことによって体の力が弱ると結核菌は急に勢力をもつてふえ出し発病します。生野菜、殊に果物が乏しい島国の沖縄ではせっつかく脂肪やたんぱく質をとりながら偏食になりやすいことは注意しなくてはなりません。

3. 結核を予防するためには

さきほど1、2に結核という病氣

結核の感染はどのようにして起るかについてのべてきましたが、つきは先づその予防が第一であります。これで結核という病氣が一般の人々から嫌われるような不治の病氣でないことはわかって頂けたと思います。

が、やはり二年、三年はかかるし何よりも政府の予算を非常につかわなければなりません。やはりやっかいな病氣のようです。このやっかいな病氣にかからないようにするには、①食生活に気をつけて好き嫌いをしないこと。②不規則な生活、不摂生な生活をしないこと③睡眠不足にならないこと、そのほかツベルクリン反応が陰性の人は年一度や二度は検査をうけて陽性になったかどうかたしかめるほかB・C・G接種をうけること。一家全員で年一回は必ずレントゲン撮影をうけること。年一回のレントゲン撮影をうけることぐらいい近代社会に生きる人の義務といつてよいでしょう。健康診断で発見されるような人は殆んどが働けなから治せたり、数ヶ月休めば働けたりする方々です。レントゲンを体に入けると害になるという人がいます。一回や二回のレントゲン撮影で害か



さる10月21日から新庁舎の玄関に貼られた横断幕



さる10月6日村長選挙で投票所へむかう有権者=村役所ホールで

家庭の幸福は 検診から

(沖縄療友会資料)

あるわけではありません。又裸になることを著しく恥がしがる人もよくみられます。なかには保健所は裸でレントゲンをとるからいやだという人もあります。しかし、うすものでもレントゲンにうつることもあり、誤診になりやすいものです。少なくとも裸でレントゲンをとろうとするのは少しでも誤診を少なくしようということでは非とも協力して頂きたいものです。学童の結核が本土の発生率にだんだん近づいて来たのは、学校だけは毎年検診が行なわれるようになったからであります。学童では寄生虫検査もされるため、寄生虫をもっている人も減ってきました。以上の三点について結核に対して村民の一人一人が予備知識として読んで頂いて村で行なう部落での集団検診のあるときは自から進んで検診をうけて明い、豊かな村づくりは先づ家庭の健康づくりからはじまります。

1. 世論をたしかめよう

私たちは、毎日の新聞やラジオ、テレビまたは雑誌などで、政治上の問題で世論調査をした結果を見かけることがある。いつの世論調査でも考えられるのは「わからない」という人の数が非常に多いということだ

十一月十日は私たちの代表を選ぶ日

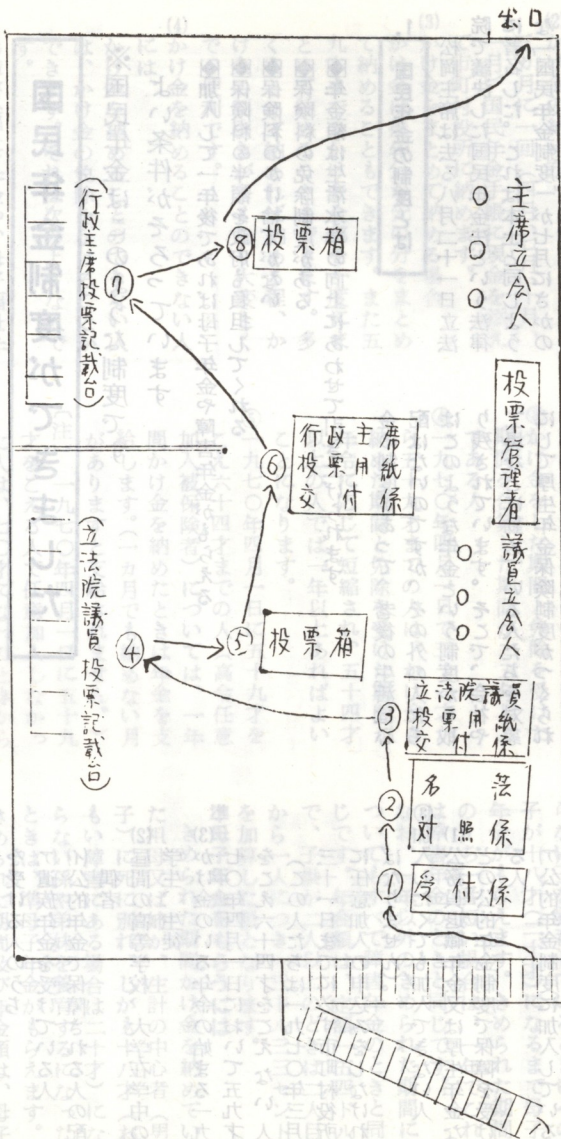
ある。政治上むずかしい問題に対しては「わからない」こともあるにちがいない。しかしもうすこし政治に関心をもち、社会生活のことを考えていけば、世論調査の質問などはそれほどむずかしいものではないから自分なりの判断力がつくはずである。住民は選挙によって代表を選んで、

政治を行なわせているのであるからいつも国や地方の政治や、政党の政策など関心をよせ、ほんとに、自分たちの意見を代表する人を選んで、わたしたちの考えが正しく政治に反映するよう心がけなければならないと思う。

2. 投票は自由で清き一票を

本村の選挙は戦後二十三年ぶりに去る十月六日に村長選挙で体験した

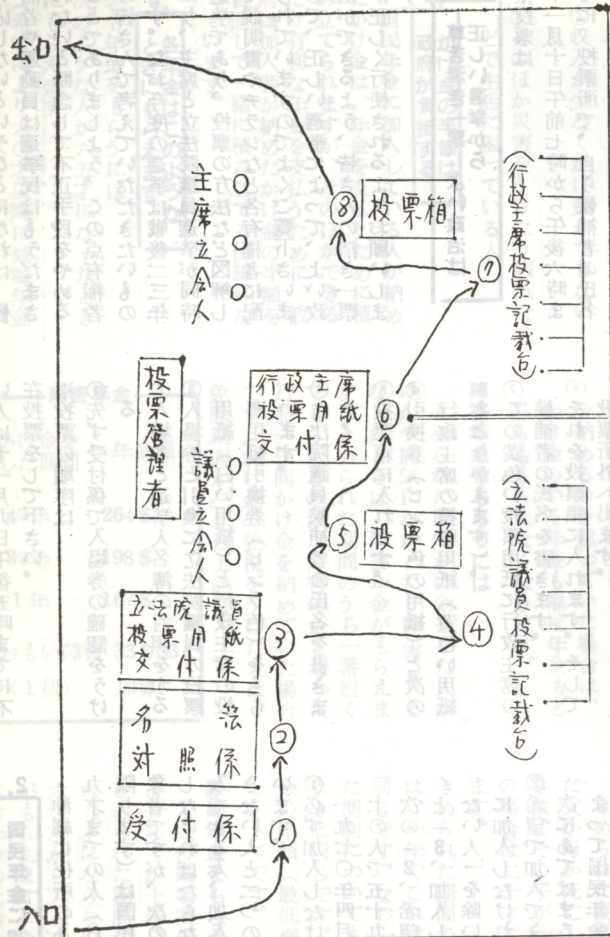
(一) 投票所・村役所ホール



ように、政治は選挙によって選ばれた住民代表によって運営されるものであり、選挙と政治は大変密接なつながりがある。そこで選挙が正しく行なわれているかどうかは民主政治を発展させるかどうかの重要な要件である。そのため選挙民のみなさんの権利は尊いものであり同時にまた責任もたいへん重大なものです。では正しい選挙を実現するためにはどうすればよいかというと、要する

に有権者の皆さんが選挙に対する正しい自覚と認識をもって、正しい一票を投ずるほかありません。選挙はあくまでも自分の良心の判断にしたがって投票のできる自由なものでなくてはならないのです。金や情実で動かされる選挙であってはならない。そこでかりに金や情実でそいをかけてくるような候補者、運動員があるとしても、選挙民ひとり一人がそのようなそいには、いっさ

(二) 投票所・坂田小学校



い応じないということになれば、候補者や運動員は選挙民はもうだまされないと断念して不正手段をやめることでありましょう。この点有権者の皆さんで考えていただきたいものです。なお今度の選挙は戦後二三年ぶり、主席と立法院議員選挙が同時選挙であり、投票の方法など図解して説明書やチラシなど各有権者に配られていますのでよくご覧下さいまして、正しい選挙によって、よい政治ができるよう、皆さんの清き一票が正しく行使されるようお願いします。

清き一票、よい政治は 正しい選挙から

※投票は

十一月十日午前七時から午後六時まで、投票所で、自ら候補者の氏名を書いて投票して下さい。病気又は仕事のため投票日に投票所へ行けな

い人は十一月九日午後五時までに不在投票をして下さい。

※投票の順序は

- ① 先ず受付係で入場券の確認をうける
- ② 入場券と選挙人名簿の対照をする
- ③ 入場券と引換に立法院議員の投票用紙(白い用紙)と行政主席の投票用紙引換券(ピンク色)をもらいます。
- ④ 立法院議員候補者の氏名を書きます。
- ⑤ 投票箱に入れます。
- ⑥ 引換券(ピンク色の用紙)と次の行政主席の投票用紙(黄色い用紙)ととりかえます。
- ⑦ この黄色い投票用紙に行政主席の候補者の氏名を書きます。
- ⑧ それを投票箱に入れます。そして投票所外へ出ます。

国民年金制度ができました

※国民年金はこのような制度です

よい条件がそろっています

- ◆ 加入して一年後であれば母子年金や障害年金がもらえる
- ◆ 保険料の半額を政府も負担してくれる
- ◆ 保険料のかけ捨てがない
- ◆ 保険料の免除制度がある
- ◆ 年金額は生活水準の向上にあわせて引き上げられます

1. 国民年金の制度とは

松岡主席は去る八月二十一日立法院で議決した国民年金法という法律に署名した。これは本土と同じような「国民年金制度」が七月にさかのぼって適用されることになりました。なぜ国民年金制度ができたかと申し上げますと、私たちは誰しも一生を楽しく幸せに過したいと心から願っており、年をとったり、けがや病気で十分働けなくなったり、一家の働き手である主人に死に別れたりして不幸になることが多く、世の中はなかなか思うようにならないのです。このような不幸をなくし「明るい幸せな暮し」を築くために生まれたのが国民年金制度です。すでに公務員や学校の先生方は、年

金の制度があつて、老後の生活は心配はないのですが、その外の人たちはこのような年金という制度から取り残されています。そこで、会社や工場などに勤めている人たちを対象にして厚生年金保険制度がつくられました。そして農林業や漁業や自分で商工業などを営んでいる人たちや五人以下の職場で働いている人たちなど厚生年金保険制度の対象とならない人たちのために国民年金制度ができたのです。

国民年金制度は、他の年金の対象とされていない人たちが加入して老人となつたときや、身体障害者になつたとき、又は生活の中心であつた主人に死に別れたときなどに年金を支給する制度で、これで住民のみんなが年金をもらうことの制度です。

2. 国民年金に加入する人

沖縄に住所のある二十才から五十九才までの人(日本国籍がある人に限ります)は国民年金に加入する対象者ですが、次のように、必ず加入しなければならない人と、希望で加入できる人、加入したくても加入できない人と二つのグループに分れています。

- ① 必ず加入しなければならない人
一九七〇年四月一日で、二十才以上の人で五十九才を越えない人は次の「2、希望で加入できる人」と「3、加入したくても加入できない人」を除いて、必ず国民年金に加入しなければなりません。

- ② 希望で加入できる人
次にあてはまる人は本人の希望によって国民年金に加入することができます。

- (1) 恩給や公務員退職年金又は厚生年金などの公的年金制度で保障を受ける人のうち

- (ア) 遺族年金を受けている人
- (イ) 公的年金で保障される人の配偶者

- (2) 昼間の高等学校、大学在学中の学生、生徒

- (3) かけ金のいる年金の始まる一九七〇年四月一日において五十九才をこえ六十四才をこえない人(この人たちは一九七〇年三月三十一日までに必ず市町村役所に任意加入の申込みをしなればなりません)。

- ③ 加入したくても加入できない人
(1) 公務員退職年金又は厚生年金などの公的年金制度で保障を受ける人

- (ア) 公的年金制度に加入している人

- (イ) 老令年金、退職年金または障害年金をもらっている人

- (ウ) 老令年金、または退職年金もらうことのできる人

- (2) かけ金のいる年金の始まる一九七〇年四月一日において六十四才をこえる人。

国民年金に加入しなければならぬ人は、一九六九年七月一日から一九七〇年三月三十一日までの間に市町村役所へ加入の届出をしなければなりません。届

出をした人に対しては国民年金手帳が交付されます。

3. かけ金を納めなければなりません

※かけ金は月五セントと六九セントの二種類

(1) かけ金の額
国民年金に加入した人は、一九七〇年四月から三才までは一カ月五五セント、三五才からは一カ月に六九セントのかけ金を納めなければなりません。

(2) かけ金の納め方
三カ月に一回(四月、七月、十月、一月) 国民年金手帳に現金を添えて市町村役所に納めます。

(3) かけ金をまとめて納める場合
かけ金は幾年分か先の分をまとめて納めることもできます。また五九才までのかけ金全部を一度にまとめて納めることもできます。多くまとめて納めれば納める程、かけ金の割引きが多くなり大変とくで、便利です。

(4) かけ金を納めることのできない人には、
かけ金を納めることのできない人は、かけ金の免除をうけることができます。それは次のような人です。

- ① 障害(福祉)年金や、母子福祉年金をもらっている人
- ② 政府から生活の保護をうけている人
- ③ 収入が少なくかけ金ができない人
- ④ そのほか災害をうけたり病気で生活に困っている人

4. かけ金の半額は政府が負担する

国民年金に加入している人が納めたかけ金は、年金を支払うために積み立てられますが、そのほかできるだけ有利な年金を支払うために、政府は加入者が納めたかけ金の半額を負担して一緒に積み立てる仕組みになっています。

5. 各年金はこのようにときにもらえます

老令年金をもらうには
次のような人が六五才になったときにももらえます。
(希望により六〇才以降に減額年金をもらう方法もあります。)

老令年金		
年金	かけ金を納めた期間	年金額
20才	40年	264 \$
30才	30年	198 \$
40才	20年	151 \$ 80¢
50才	10年	85 \$ 80¢
59才以上	1年	70才になるまで 26 \$ 40¢ 70才からは 54 \$
64才未満		

① かけ金二五年以上納めた人
② 免除を受けた期間が二五年以上である人

③ かけ金をした期間と免除を受けた期間を合算した期間が二五年以上である人

④ 一九七〇年四月一日で三十一才から五十九才までの人は、かけ金を納めた期間と免除を受けた期間が年金に応じて短縮され、五十四才以上の人では一年以上あればよいこととなります。

⑤ 一九七〇年四月一日に五十九才をこえ六十四才までの人(高令任意加入被保険者)については、一年間かけ金を納めたときは年金を支給します。(一カ月でも納めない月がありますと支給されません。)

〔注〕一九七〇年四月一日に五十九才をこえる人で任意加入しなかった人は、七〇才になったときから老令福祉年金がもらえます。ここで注意しなければならぬことは、免税の取扱いをうけないでかけ金を納めるのを怠っていた場合は、かけ金のいる年金も福祉年金もどちらももらえなくなります。

障害年金をもらうには

きめられた期間かけ金をした人がけがや病気にかかったり障害者となったときは、障害年金がもらえます。きめられた期間のうち一番短くてももらえるのは、障害年金となった月前一年間かけ金を納めていた場合です(かけ金の免税をうけた人は、免除期間が三年以上必要です。)

障害年金	
かけ金を納めた期間	年金額
40年	264 \$
30年	198 \$
1年	167 \$
おおい障害 (1級)	33 \$ 33¢ 加算

きめられた期間には、その外に、

① 最近の三カ年間かけ金を納めている場合

② かけ金を五年以上納め、滞納期間がその全被保険者期間の三分の一以下である場合

③ かけ金を十五年以上納めている場合などあります。

母子年金をもらうには

きめられた期間かけ金を納めていた人が、夫に死に別れ、しかも十八才(おおい障害の場合は二十才)にならない子を養育しているときにその子が十八才(二十才)になるまで母子年金がもらえます。きめられた期間のうち一番短い場合は、一年でこれは障害年金のときと同じです。

なお、一年以外のきめられた期間についてもすべて障害年金のときと同じです。年金額は、定額一五四ドルで、子供が二人以上のときは二人目から一人につき一三ドル三三セントを加算した額となります。

準母子年金をもらうには

きめられた期間かけ金を納めていた祖母又は姉が、生計の中心者(男子)に死に別れ、しかも十八才(おおい障害にある場合は二十才)にならない孫や弟妹を養育するになったときは、準母子年金がもらえます。きめられた期間及び年金額は、母子年金の場合と同じです。

遺児年金をもらうには

きめられた期間かけ金を納めていた父が母が死亡して遺児となったときは、その子が十八才(おおい障害の場合は二十才)になるまでもらえます。

きめられた期間のうち一番短い場合は、一年でこれは障害年金のときと同じです。なお一年以外のきめられた期間についてもすべて障害年金のときと同じです。年金額は、老令年金の半額(最低保障額八三ドル五五セント)です。

寡婦年金をもらうには

夫との婚姻関係(内縁関係を含みません)が十年以上続いていた妻がきめられた期間かけ金を納めていた六五才にならない夫と死別した場合六〇才から六五才までの間寡婦年金がもらえます。きめられた期間は、老令年金のときと同じです。

